

“愛”があるまちとひとをつなぐ市政情報誌

広報まいばら

Maibara



9

September_2026
Vol.379

特集 地域の暮らしと安全を支える
特別消火隊 p2~3



みんなで応援しよう!

米原市からプロサッカー選手が誕生! p4

物価高騰対策1万円分ギフトカード

スマイル応援ギフトカードのご利用はお早めに p7

令和9年度分の

認定こども園などの入園申し込み案内 p11

／くらしの情報配信中／

米原市
LINE公式アカウント



友だち登録をお願いします♪

特集

あなたを、守る

地域の暮らしと安全を支える

特別消火隊



▲伊吹山テレビはこちら
(9月4日号)



▲湖北地域消防本部
公式Instagram



令和8年4月、 消火に特化した「特別消火隊」が発足

米原市・長浜市を管轄する湖北地域消防本部管内では、令和7年の1年間で41件の火災、8368件の救急などに出動しています。

数多くの災害に対応し、私たちの暮らしと安全を支え続けてくれている湖北地域消防本部では、令和8年4月、更なる消防力向上を目指すため、近年増え続けている、通常の消火活動では対応困難な特殊火災※にも対応できる、消火技術に特化した部隊「特別消火隊」が発足しました。

※爆発現象を伴う火災や、大量の収容物のある倉庫火災などを指す



特別消火隊が使用する消防車両「化学車」には、油火災に有効な消火薬剤や、毎分最大2トンもの放水が可能な放水銃など、特殊火災に対応するための様々な装備が搭載されています。

隊員たちはいつ起こるか分からない災害に備えるため、こうした機材などを用いた訓練に日々励んでいます。

※写真は長浜消防署訓練所にて撮影



湖北地域消防本部 長浜消防署
消防司令補
特別消火隊副隊長

ほった まさる
堀田 勝さん

米原市出身・在住。

「生まれ育った故郷を自分で守りたい」との思いから消防士を志す。令和8年4月から特別消火隊副隊長を務める。

表紙撮影：写真サポーター まつい なおかず
松居 直和

インタビュー ▶ INTERVIEW

特別消火隊で副隊長を務める堀田さんに、出動時や普段の勤務について教えていただきました！

常に万全な体制で、出動に備える

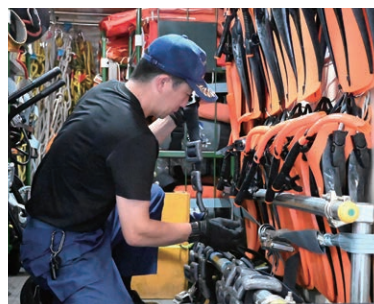
私たちの一日の業務は、消防車両や資機材の点検など、出動準備から始まります。いつ何が起こっても万全な体制で出動できるよう、毎日丁寧に時間をかけて行っています。

その後は月間計画に基づいた訓練を実施しているほか、おそらく皆さんが想像されている以上に事務作業もしています。当然ながら災害対応が最優先ですので、出動があれば訓練や事務の途中であっても直ちに現場へ向かいます。

市民からの感謝の言葉が、活動の励みに

特別消火隊は消火の専門部隊として設立されましたが、火災だけではなく、救急隊の活動支援や、車や建物での閉じ込めなどといった救助事案にも出動しています。現場では「トータル被害の軽減」を第一に考えており、そのためにも日々の訓練や研修は欠かせません。時代とともに変わっていく災害に対応するためにも、常に向上心をもって毎日の業務に向き合うことが大切だと思っています。

私たちの仕事は「出動がないほうが平和で良い」と言われますが、火災や事故はなかなかゼロにはなりません。現場では辛いこともあります。そんな中でも市民の皆さんから感謝の言葉をいただけることは何よりもありがたいことで、私たちの活動が間違いではなかったことを証明してくれていると感じています。今後も皆さんからのこうした言葉を励みに、業務に取り組んでいきたいと思っています。



▲水難救助車の点検作業



▲ハシゴやロープを使った救助訓練



滋賀県消防操法訓練大会に 伊吹方面隊第1分団第10班が出場しました！

7月12日、東近江市にある滋賀県消防学校の訓練場で、県内各地の消防団員たちが技術を披露する消防操法訓練大会が開催されました。この大会は、地域の消防リーダーとしてまちの安全を守る消防団員たちがポンプ操法技術を磨きあうための大会で、県内各地から全22チームが参加し、訓練の成果を披露します。

今年米原市からポンプ車の部に出場したのは、伊吹方面隊第1分団第10班のメンバーたち。彼らは、日中それぞれの仕事をこなしながら、夜には消防団員として集まり、週に何度も訓練を重ねてきました。

そしていよいよ迎えた大会当日。緊張感に包まれた本番を無事に終え、訓練の成果を出し切った隊員たちは、「たくさんの方の支えがあって、今までの努力を出し切ることができた。大会で得たことを、今後の地域防災に生かしていきたい」と決意を新たにしていました。



祝

米原市からプロサッカー選手が誕生!!

伊吹山テレビも
ぜひご覧ください!



今年、米原市から2人のプロサッカー選手が誕生しました!こどもの頃からひたむきに練習に取り組み、たゆまぬ努力を続けプロへの道を切り開いた2人。今後の活躍を、みんなで応援していきましょう!

J3リーグ レイラック滋賀加入 ほり え じゅん の すけ 堀江 純之介選手

19歳。米原市出身。小学生時代は大原JFCでプレー。ポジションはDF。相手の攻撃を摘む鋭い守備が特徴。
※現在社会人リーグのチーム守山侍2000にて武者修行中。



堀江選手からの メッセージ

こどもの頃プレーしていたチームで基礎技術が身に付いたことで、プロになることができたと思っています。「失敗を恐れず挑戦することが、成長につながる」と感じている、今サッカーを頑張っているこどもたちにも、チャレンジすることを忘れずに毎日の練習を頑張してほしいですね!

J3リーグ FC岐阜加入 ふじ た じゅん や 藤田 准也選手

19歳。米原市出身。小学生時代は大原JFCでプレー。ポジションはDF。181cmの長身を生かした安定感のあるディフェンスが持ち味。



藤田選手からの メッセージ

小学1年生の時からサッカーを始め、その頃から人一倍「誰にも負けたくない!」という気持ちでプレーしていました。当時から応援してくれた地元の方々や、お世話になった監督、コーチ、チームメイトに恩返しできるよう、試合で活躍することを目指して頑張っています!

～わたしたちの暮らしとまちと交通の未来を考える～

SHIGAみらいトークin米原市

図 市 都市計画課(地域交通政策室) ☎53-5111 ☎53-5138
滋賀県 交通まちづくり政策課 ☎077-528-3687

私たちの暮らしには、「移動」や「交通」が密接に関わっています。米原市での暮らしやまちづくりについて、「交通」の視点から、みんなで一緒に考えてみませんか?皆さまの想いやアイデアを、ぜひお聞かせください!

日時 9月27日(日) 10時～12時

場所 米原市役所本庁舎3階 会議室3ABC

対象 市内在住・在勤・在学の人
※申込多数の場合は、参加いただけない場合があります。

申込 9月8日(火)までに下記二次元コードからお申込みください▼

参加者募集中!

※定員に空きがある場合は、期限後も先着順で受付を行います。



米原市出身の吉田さんが JICA海外協力隊員として海外派遣



7月末からJICA海外協力隊としてエクアドルへ派遣された米原市出身の吉田智裕さんが、7月7日に市長を表敬訪問されました。吉田さんは中学生時代から打ち込んできた陸上競技の経験を生かし、エクアドルで子どもたちへの基礎指導や指導者の育成に取り組まれるとのことです。

山東小学校で 「自分だけの物語」づくり



7月9日、山東小学校の5・6年生が、自分の体験や思い出を絵と言葉で表現し、自分だけの物語をつくる「ナラティブ絵本®」づくりに挑戦しました。子どもたちは、今まで頑張ってきたことなどを文字や色を使って一生懸命表現し、「自分の気持ちを表すのは難しかったけど、またやってみたいです」と話していました。

琵琶湖に眠る水中遺跡に関する シンポジウム開催



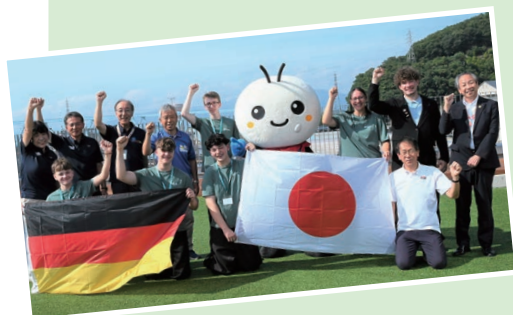
7月20日、市役所コンベンションホールで、琵琶湖に眠る水中遺跡に関するシンポジウムが開催されました。この日会場にはおよそ130人の参加者が集まり、湖底地形測量の成果や、水中に眠る遺跡についての説明など、登壇者の話に耳を傾けていました。

伊吹電業株式会社から 伊吹山植生復元プロジェクトへ寄付



伊吹電業(株)から、伊吹山植生復元プロジェクトへの寄付金をいただき、7月27日に寄付に対する感謝状贈呈式を行いました。同社の安田金次代表取締役からは、「今後も、伊吹山を守るためにできることを続けていきたいです」とお言葉をいただきました。

日独スポーツ少年団同時交流事業が市内で開催!



※この交流事業は毎年行われており、53回目となる今年は、米原市で受入を行いました。

ドイツから来日した団員6人が、7月30日から5日間にかけて市内に滞在し、各学校での交流や、様々な施設での体験を楽しみました。この取り組みは両国の青少年スポーツの発展や国際能力向上のため実施されているもので、来日した団員たちは、子どもたちとの剣道体験や、伊吹高校での書道体験、米原高校生との英語での交流などを通じて、日本ならではの文化やスポーツを学び、市内での交流を楽しみました。



2026



パブリックコメント募集中
詳細はこちらへ
【市公式ウェブサイト】

米原市総合計画 タウンミーティング



市の未来を描く総合計画の案を作成しました。
計画の内容をご紹介しますとともに、ワークショップや意見交換を通して
みなさんのご意見やアイデアをお聞かせください！

9月12日(土) 13:30~15:30
【場所:本庁舎 コンベンションホール】

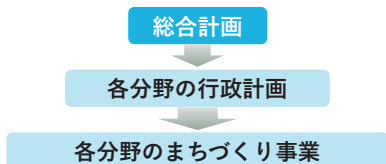
申し込みは
＼こちらから／



総合計画ができるまで

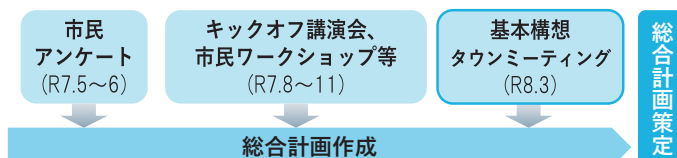
Q 総合計画ってなに？

A 総合計画は、市がつくる計画の中で最も上位に位置づけられ、将来のまちづくりの指針となるとても重要な計画です。



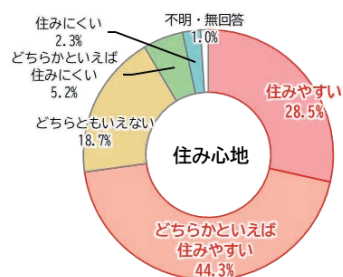
Q 総合計画はどうやってできたの？

A 市民アンケートのほか、ワークショップやタウンミーティング等でみなさんからたくさんのご意見をいただき、総合計画を作成してきました！



アンケート調査

▶ 『住みやすい』は **72.8%**



各種ワークショップ・タウンミーティング



※参加に当たって心配なこと、お手伝いが必要なことがある人は、ご遠慮なくご相談ください（車いすのご用意、寄り添い支援、要約筆記等など）。

※お子様連れでもご参加いただけます（施設にはキッズスペースもあります）。

お問い合わせ

米原市役所 政策推進部 政策推進課

TEL 0749-53-5162

FAX 0749-53-5148

E-mail sousei@city.maibara.lg.jp

ご利用いただきましたか？



スマイル応援ギフトカードの利用期限は 12月31日まで！

☎ 市 政策推進課 ☎ 53-5162 ☎ 53-5148

物価高騰の影響を受けている市民の皆さまのくらしを経済的に支援するため今年3月に配布した「まいばらスマイル応援ギフトカード」。皆さまもうご利用いただきましたか？カードの有効期限は今年の12月31日までですので、「忘れていた!」、「まだ全額使い切れていない!」という方は、ぜひお早めにご利用ください。



まいばらスマイル応援ギフトカード

有効期限 令和8年12月31日(木)まで

配付金額 1万円(市民1人あたり)

※残高の範囲内で、何度でもご利用いただけます。

有効期限を過ぎると未使用残高は失効します。

残高の返金はありませんので、忘れずにご利用ください。

このギフトカードは、VISA
カードが使える店舗で、食
料品や日用品など、用途を
問わずご利用いただけます。

- アプリ登録や事前手続きは不要!
- インターネットショッピングでも使える!
- 残高はカード裏面の二次元コードで確認

▼詳しい利用方法はこちらからご覧ください



◀市民の皆さまのくらし応援
スマイル応援ギフトカード
(広報まいばら2026年3月号)



◀バニラVisaギフトカードの使い方
(贈るギフトカード公式YouTubeチャンネル)

お問い
合わせ

■VISAカードに関すること
VISAギフト専用ダイヤル
☎0570-077-096
※9時～18時(土日祝を除く)

■スマイル応援ギフトカード事業に関すること
スマイル応援ギフトカードコールセンター係
☎53-5222
※9時～16時45分(土日祝を除く)

9月23日は手話の日 市役所でブルーライトアップを行います

☎ 市 障がい福祉課 ☎ 53-5123 ☎ 53-5119

昨年6月に施行された手話施策推進法では、手話を使う人にとって手話は言語であり、重要な意思疎通の手段であると位置付けられており、毎年9月23日を「手話の日」とすることが定められています。ブルーライトアップの取り組みは、国連総会で決議された手話言語の国際デー(9月23日)の啓発事業として世界各地で実施されており、米原市でも下記のとおり実施します。

実施日時 9月23日(水・祝)19時～21時

実施場所 市役所本庁舎

米原市では、「手と手をつなぐ 米原市手話言語条例」に基づき、各種事業を実施しています。引き続き、聴覚障がいの有無に関わらず、安心して心豊かに暮らすことができる共生社会の実現を目指し、施策を推進していきます。





▲伊吹山テレビで
地域包括支援センターを紹介!
(9月11日号)

～「認知症」とともに生きる～

9月は「認知症月間」です

市 高齢福祉課 ☎53-5120 FAX 53-5119

認知症(軽度認知障害を含む)は、今後65歳以上の約3人に1人が発症と言われており、誰もがなり得る身近な病気の一つです。



こんなこと、ありませんか？

- 新しいことが覚えにくくなった
- 意欲がなくなり、好きだった趣味活動などもやめてしまった
- 以前は問題なくできていた家事や作業に手間取るようになった
- メモを取ることや、ものを探すことが増えた
- 家族から運転を控えるように言われている など

▶「認知症かな?」と思ったら、まずは「市認知症初期集中支援チーム」にご相談ください

「市認知症初期集中支援チーム」は、本人とその家族を支援する医療・福祉の専門家です。「少し気になる…」といった些細なことでも、お気軽にご相談ください。一緒に考えて、安心した生活につなげましょう。

【相談窓口・相談電話】米原・近江地域担当

●米原近江地域包括支援センター(ふくしあ内)

☎51-9014 FAX 51-9028

【相談窓口・相談電話】山東・伊吹地域担当

●山東伊吹地域包括支援センター(山東支所内)

☎55-8100 FAX 55-8130

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、誰もが広く認知症の理解と関心を深めるため、9月を「認知症月間」と定めています。市でも「認知症月間」にさまざまな啓発活動を実施しています。

もし自分が認知症になっても介護する側になったとしても慌てることのないよう、まずは認知症について正しく理解することから始めてみましょう。



認知症サポーター養成講座を開催します(無料)

認知症の啓発や認知症の人、その家族の支援に関わる認知症サポーターの養成講座を開催します。参加をご希望される方は、市 高齢福祉課までお申し込みください。

【日時】10月27日(火)10時～12時

【場所】市役所本庁舎 1階 コンベンションホール

【申込】10月20日(火)までに高齢福祉課へ

認知症特集コーナーを市内図書館に設置中です!

認知症の方が執筆した書籍や、介護者、子ども向けの本など、認知症関連の本を多数ご用意しています。この機会にぜひ、手にとってみてください。

【期間】9月23日(水・祝)まで

【場所】山東図書館、近江図書館



認知症啓発ブースを市役所本庁舎に設置します

「認知症とともに安心して過ごせる地域」の実現に向けたリーフレットやメッセージカードの展示を行います。

【期間】9月4日(金)～9月23日(水・祝)

【場所】市役所本庁舎 3階 市民活動スペース



健康診断で、あなたと家族の健康を守りましょう

岡 市 健康づくり課

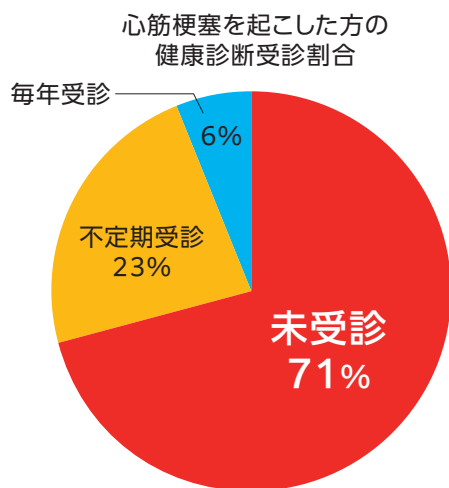
☎53-5125

☎53-5128

「体調も良いし、今年は健康診断を受けなくてもいいかな…」と思っていませんか？
生活習慣病は気づかないうちにゆっくりと進行するため、小さな変化を見逃さないよう、毎年継続して健康診断を受けることが大切です！



▶早めの気づきが、あなたの命を守ります



出典：令和6年度レセプト情報/H23～R6健診結果

市内で心筋梗塞を起こした方の約94%が、健康診断を毎年継続して受診していなかった(未受診・不定期受診含む)ことが分かりました。定期的に受診していれば、いち早く身体の異変に気づき、発症を防ぐことができたかもしれません。

▶毎年の受診で、経済的にも負担軽減

一般的に、健康診断を継続して受診していると、未受診の場合と比べて生活習慣病に関する医療費*が約1/4に抑えられると言われています。

仮に心筋梗塞を起こしてしまった場合、複数回の手術が必要となることもあり、医療費*は最大で400万円程になる可能性があります。健康診断を毎年受診することで、身体への負担も、経済的な負担も軽減することができます。

※自己負担額(1～3割)を計算する前の総医療費

毎年受けるから、身体の変化がわかります

血管は、数年をかけてゆっくりと変化していきます。その変化に気づくため、毎年健康診断を受診し、「過去の結果と比べてどう変わったか」を知ることが大切です。わずかな数値の変化から、毎日の食事や運動などの生活習慣を見直すきっかけになり、心筋梗塞などの虚血性心疾患の発症を防ぐことに繋がります。

市の基本健康診査 受診は9月～10月がおすすめ！

市が実施している基本健康診査の受診券をお持ちの方は、ぜひお早めにご予約ください。受診は、予約枠に空きのある9～10月がおすすめです！市の健康診査について、詳しくはp22(健康information)をご覧ください。



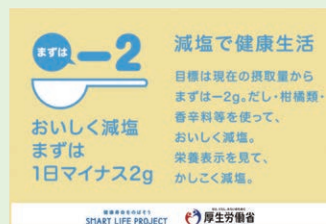
▲詳しくはこちら
(健康診査・がん検診ガイド)



▲ご予約はこちら
(申込フォーム)

◆9月は食生活改善普及運動・健康増進普及月間です◆

野菜不足や塩分のとりすぎは、生活習慣病の発症や悪化に繋がります。この機会に食生活を見直し、元気で健康な体づくりをはじめませんか？まずは、普段の食事に野菜を1品追加してみましょう。また、調味料は、減塩調味料を試して使うのもおすすめです。



国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

交通事故などで医療機関を受診した場合は届け出が必要です

☎市 保険年金課 ☎53-5114 FAX 53-5118

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガなどの治療費は、加害者側が負担することが原則ですが、届け出により保険診療を受けることができます。

この場合、国民健康保険や後期高齢者医療制度で一時的に治療費を立て替え、後日加害者に請求するため、警察だけでなく、保険年金課にも速やかに届け出をしてください。

また、**医療機関を受診する際には、必ず、第三者行為によるものであることを伝えてください。**

第三者行為となる例

- 交通事故(単独事故の場合も届け出が必要)
- 暴力行為によるケガ
- 他人の飼い犬にかまれた
- 他人から提供された食事で食中毒にあった など

**届け出に必要なもの**

- 第三者行為による傷病届
- 事故発生状況報告書
- 同意書(または念書)
- 誓約書(加害者側が記入したもの)
- 交通事故証明書※
(自動車安全運転センター発行のもの)
※交通事故の場合のみ。物損事故扱いの場合は、別に「人身事故証明書入手不能理由書」が必要です。
- 福祉医療費助成対象者等届出書
(福祉医療費助成を受けている人のみ)

必要書類が全て揃わない場合でも、まずは届け出をしてください



・加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、国民健康保険や後期高齢者医療制度で立て替えることができなくなります。容易に示談をせず、保険年金課までご相談ください。

・第三者行為による治療を保険診療により受けた人が同時に福祉医療費受給券等を使用された場合は、加入している健康保険に関わらず、同様の書類を保険年金課に提出する必要がありますので、福祉医療担当まで使用された旨を申し出てください。

・**以下の場合には国民健康保険や後期高齢者医療制度の保険診療を受けられません。**

- ①勤務中や通勤途中での事故(労災保険の対象)
- ②犯罪行為や故意の事故
- ③飲酒運転や無免許運転などの法令違反の事故

あなたの大切な個人情報の不正防止のため

本人通知制度への事前登録をおすすめします

☎市 市民課 ☎53-5113 FAX 53-5118

本人通知制度とは？

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付したとき、事前登録がある人に対して、証明書を交付した事実を郵送で通知する制度です。証明書の交付に制限をかけるものではありません。

2つの効果が期待できます！**①不正請求の早期発見**

証明書の不正請求の早期発見や、個人情報の不正利用防止、事実関係の早期究明が期待できます。

②不正請求の抑止

本人通知制度の周知により、不正が発覚する可能性が高まるため、委任状偽造等の不正請求を躊躇させる効果が期待できます。

登録ができる人

市に住民登録をしている人、本籍がある人(除かれた人も含む)

手続きに必要なもの

登録者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
※代理人が申請する場合は、委任状および代理人の本人確認書類が必要です。

受付場所

市民課、山東支所、
各窓口センター



令和9年度 保育所・認定こども園等および放課後児童クラブの入所(園)・入会申し込み

申し込みは、“マイナポータル内の電子申請サービス”から受け付けを行います。

資料等配布開始

9月24日(木)

こども保育課、こども若者応援課、山東支所、市内各園・各児童クラブで配布します。

受付期間

10月9日(金)～25日(日)

※市内保育所・児童クラブ等の申込期間です。

市外保育所等は、事前に市 こども保育課へご確認ください。

※申込方法など詳しくは、広報まいばら10月号、市公式ウェブサイトなどでお知らせします。

※年度途中から入所(園)・入会希望の場合も、上記期間にお申し込みください。

※就労証明書等必要書類は、受付期間に間に合うようご準備ください。なお、証明日が令和8年9月1日以降のものが必要となりますので、ご注意ください。

※国(デジタル庁)のサービスの仕様変更により、令和8年10月27日(火)から電子申請にマイナアプリへのログイン(スマートフォンアプリ)が必須となります。今後、追加書類の提出や修正を電子申請で行う際には、マイナンバーカードが必要となります。スムーズなお手続きのため、この機会にマイナンバーカードの取得および暗証番号の確認をお願いいたします。

放課後児童クラブの入会手続き

問 市 こども若者応援課 ☎53-5127 FAX 53-5128

▼申込対象は下記のとおりです。

・冬休み(令和8年12月、令和9年1月)

・春休み(令和9年3月、4月)

・令和9年度年間利用(令和9年4月～令和10年3月)

・受付期間内に就労証明書等が提出できない人は、期間内申込者の入会調整終了後に調整を行います。

・受付期間後の随時申し込みは、令和9年4月(5月利用開始分)以降の受け付けとなります。

・夏休みの入会申し込みは、令和9年5月上旬(1日～15日)を予定しています。

保育所・認定こども園等の入所(園)手続き

問 市 こども保育課 ☎53-5133 FAX 53-5128

・令和9年度中に育児休業からの復帰を考えている人、令和10年4月に育児休業から復職する人で、前月の3月にならし保育を希望する人は、この期間内にお申し込みください。

・受付期間後に申し込みされた場合は、期間内申込者の入園調整終了後に調整を行います。

相続登記および住所・名前の 変更登記が義務化されました

問 市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

令和6年4月1日から、相続によって不動産を取得した場合、その相続を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務化されました。

また、令和8年4月1日から、不動産所有者(個人・法人)の住所や名前に変更があった場合、2年以内に変更登記の申請をすることが義務化されました。

義務化より前の相続や変更も対象となりますので、ご注意ください。



◀詳しくはこちら
(法務省ウェブサイト)

小型特殊自動車にナンバー プレートはついていますか?

問 市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

農作業や除雪作業に使用する乗用装置のついたトラクターやコンバイン、ホイールローダーなどの小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。公道走行の有無にかかわらず所有していることに基づいて課税されますので、これらの車両をお持ちの方はナンバー登録が必要です。登録がお済みでない方は速やかに手続きをお願いします。

小型特殊自動車	年間税額
農耕作業用(トラクター、コンバイン、耕運機などの乗用装置のついた時速35キロメートル未満の車両)	2,000円
その他の車両 ホイールローダー、フォークリフトなど(乗用装置があり、全長4.7メートル以下 全幅1.7メートル以下 全高2.8メートル以下 最高速度時速15キロメートル以下の全ての要件を満たしている車両)	5,900円

限度額が変わりました

問 市 保険年金課
☎ 53-5114 ☎ 53-5118

●高額療養費制度とは

1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になった場合に、限度額を超えた金額が払い戻される制度です。限度額は年齢や所得に応じて決められています。

また、過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けたとき、4回目以降は限度額が軽減されます。(多数回該当)

窓口での自己負担額

限度額	払い戻し※
-----	-------

※マイナ保険証で受診した場合、または限度額認定証等を提示した場合は、窓口での自己負担額が限度額までとなります。

後期高齢者医療制度加入者の人

●自己負担限度額(月額)(令和8年8月から令和9年7月まで)

所得区分に応じて、以下の限度額等が適用されます。

負担割合	所得区分		限度額(月額上限)			年間上限
			3回目まで		多数回該当 (4回目以降)	
			外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)※1		
3割	現役並み所得者Ⅲ 住民税課税所得 690万円以上		270,300円+(医療費-901,000円)×1%		140,100円	168万円
	現役並み所得者Ⅱ 住民税課税所得 380万円以上		179,100円+(医療費-597,000円)×1%		93,000円	111万円
	現役並み所得者Ⅰ 住民税課税所得 145万円以上		85,800円+(医療費-286,000円)×1%		44,400円	53万円
2割	一般Ⅱ		22,000円	61,500円	44,400円	外来のみ:21.6万円 外来+入院:53万円※2
1割	一般Ⅰ※3					
	住民税 非課税 世帯	区分Ⅱ※4	11,000円	25,700円	24,600円	外来のみ:9.6万円 外来+入院:29万円
		区分Ⅰ※5	8,000円	15,700円		18万円

※1 「世帯単位」の計算では、同じ世帯内の滋賀県後期高齢者医療制度の医療給付を受ける方全員の病院・診療所・調剤薬局などの医療費を合算できます。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた人は、上限41万円を適用します。

※3 現役並み所得者、一般Ⅱ、住民税非課税世帯以外の場合

※4 住民税非課税世帯(同じ世帯の全員が非課税)の場合(区分Ⅰ以外の人)

※5 次のいずれかに該当する場合

① 住民税非課税世帯(同じ世帯の全員が非課税)であり、全員の所得が0円(公的年金はその控除額を82.65万円として計算した額、給与所得のある人は給与所得の額から最大10万円を控除した額として計算した金額で判定)の場合

② 老齢福祉年金を受給している人



▲詳しくはこちら
(市公式ウェブサイト)

高額療養費の自己負担

将来にわたり医療保険制度を維持するため、関係法令が改正され、令和8年8月から高額療養費の自己負担限度額（以下「限度額」）が変わりました。

●変更のポイント

- ①月額上限額が引き上げられました。 ②年間上限が新設されました。

※多数回該当の限度額は据え置かれています。

※8月1日から翌年7月31日までの1年間で、外来・入院を含めた自己負担の合計が年間上限を超えた場合、申請により払い戻しを受けることができます。

高額療養費制度の見直しは、令和8年度と令和9年度の二段階で実施される予定です。

高額療養費制度の見直し等に関するお問い合わせは、厚生労働省コールセンター
☎0120-617-111にご連絡ください。（令和9年度以降の見直しについては、右記
二次元コードから、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。）



▲厚生労働省ウェブサイト

国民健康保険加入者の人

●70歳未満の人の限度額（月額）（令和8年8月から令和9年7月まで）

同一世帯の全ての国民健康保険被保険者の基礎控除後の所得の合計額に応じて、以下の限度額等が適用されます。

所得区分		限度額（月額上限）		年間上限
		3回目まで	多数回該当 （4回目以降）	
ア	所得901万円超	270,300円+（医療費-901,000円）×1%	140,100円	168万円
イ	所得600万円超901万円以下	179,100円+（医療費-597,000円）×1%	93,000円	111万円
ウ	所得210万円超600万円以下	85,800円+（医療費-286,000円）×1%	44,400円	53万円
エ	所得210万円以下	61,500円	44,400円	53万円※3
オ	住民税非課税世帯※1	36,900円	24,600円	29万円

●70歳以上75歳未満の人の限度額（月額）（令和8年8月から令和9年7月まで）

70歳以上75歳未満の人の課税標準額に応じて、以下の限度額等が適用されます。

所得区分		限度額(月額上限)			年間上限
		3回目まで		多数回該当 (4回目以降)	
		外来のみ (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		
現役Ⅲ	課税標準額690万円以上	270,300円+(医療費-901,000円)×1%		140,100円	168万円
現役Ⅱ	課税標準額380万円以上	179,100円+(医療費-597,000円)×1%		93,000円	111万円
現役Ⅰ	課税標準額145万円以上	85,800円+(医療費-286,000円)×1%		44,400円	53万円
一般	課税標準額145万円未満等	22,000円	61,500円	44,400円	外来のみ:21.6万円 外来+入院:53万円※4
Ⅱ※1	住民税非課税	11,000円	25,700円	24,600円	外来のみ:9.6万円 外来+入院:29万円
Ⅰ※2		8,000円	15,700円		18万円

※1 同一世帯の世帯主および全ての国民健康保険被保険者が非課税

※2 同一世帯の世帯主および全ての国民健康保険被保険者が非課税であって総所得金額が0円
（年金受給額は82.65万円以下）

※3 旧ただし書き所得（前年の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた金額）が86万円未満の人は、
年間上限41万円が適用され、申請により払い戻しを受けることができます。

※4 課税標準額が28万円未満の人は、年間上限41万円が適用され、申請により払い戻しを受けることが
できます。



▲詳しくはこちら
（市公式ウェブサイト）

老人福祉医療費助成・ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費助成の 自己負担限度額が変わりました

問 市 保険年金課 ☎53-5114 FAX 53-5118

令和8年8月1日から「老人福祉医療費助成」および「ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費助成」の自己負担限度額が変わりました。

変更のポイント

①月額上限額が引き上げられました。

※多数回該当の限度額は据え置かれています。

②年間上限が新設されました。

▶8月1日から翌年7月31日までの1年間で、外来・入院を含めた自己負担の合計が年間上限を超えた場合、申請により払い戻しを受けることができます。

●老人福祉医療費助成の自己負担限度額

対象	令和8年8月から	
	外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯ごと)
非課税 世帯	11,000円 (年間上限 96,000円)	25,700円 (多数回該当 24,600円※1 年間上限 290,000円)

●ひとり暮らし高齢寡婦福祉医療費助成の 自己負担限度額

対象	令和8年8月から	
	外来	入院+外来
非課税 世帯以外	22,000円 (年間上限 216,000円)	61,500円 (多数回該当 44,400円※1 年間上限 530,000円※2)
非課税 世帯	11,000円 (年間上限 96,000円)	25,700円 (多数回該当 24,600円※1 年間上限 290,000円)

※1 多数回該当とは、過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となります。

※2 非課税世帯以外の方で、所得区分が「～約200万円(標報:～15万円)」区分に該当することが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いとなります。

9月の移動市役所の運行日程

問 市 地域振興課 ☎53-5171 FAX 53-5178

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前 (9時30分～11時30分)	醒井	柏原※ 1日は運行なし 15日は10時30分まで	巡回	息郷	吉槻
午後 (14時～16時)	吉槻 28日は15時30分まで	息郷	巡回	柏原※	醒井



▲取扱業務など
詳しくはこちら
(市公式ウェブサイト)

●移動市役所の配置場所

[息郷]米原診療所前(旧息郷行政サービスセンター前)

[柏原]山東B&G海洋センター駐車場

※9/3、10、24、29は、かしはら診療所前

[醒井]JR醒ヶ井駅前(旧醒井行政サービスセンター前)

[吉槻]旧東草野小中学校敷地(旧吉槻行政サービスセンター前)

●巡回場所および運行なしのご案内

- ・9/ 1(火) [午前] 運行なし
- ・9/ 2(水) [午前] 地域 [午後] 地域
- ・9/ 3(木) [午後] かしはら診療所前
- ・9/ 9(水) [午前] 米原学びあいステーション [午後] 地域
- ・9/10(木) [午後] かしはら診療所前
- ・9/15(火) [午前] 地域
- ・9/16(水) [終日] 運行なし
- ・9/24(木) [午後] かしはら診療所前
- ・9/28(月) [午後] 地域
- ・9/29(火) [午前] かしはら診療所前
- ・9/30(水) [終日] 運行なし



▲市LINE公式
アカウントはこちら

◆毎月の運行カレンダーや地域の配置場所など詳しい運行情報は、市LINE公式アカウントでお知らせします。

コンビニ交付サービス休止のお知らせ

岡 市 市民課 ☎53-5113 ㊟53-5118

新システム移行のため、コンビニ交付サービスを以下の日程で休止します。休止期間中は証明書が取得できませんので、お早めに取得いただくようお願いします。

◆休止期間◆

10月13日(火)から26日(月)まで

◆対象となる証明書◆

すべての証明書

住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書・戸籍証明書・戸籍附票の写し・税証明書

※本庁舎、山東支所、各窓口センター、移動市役所に設置している「らくらく窓口証明書交付サービス」もご利用いただけません。
※「本籍地証明サービス」もご利用いただけません。

日	月	火	水	木	金	土
				10/1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
休止期間						
18	19	20	21	22	23	24
休止期間						
25	26	27	28	29	30	31
休止期間						

休止期間中に証明書が必要な方は、本庁舎、山東支所、各窓口センターの窓口で取得をお願いします。
(印鑑登録証明書の発行には印鑑登録証が必要です。)

**長期間の停止によりご不便をおかけしますが、
ご理解・ご協力をお願いします。**



後期高齢者歯科健康診査を受診しましょう(無料)

岡 市 保険年金課 ☎53-5114 ㊟53-5118
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

下記の方を対象に、無料で受診できる歯科健康診査を実施します。食べたいものを美味しく食べるためには、お口や歯の健康が大切です。この健診では、歯と歯ぐきの状態に加え、噛む力、飲み込みの検査など口腔機能全般についてチェックします。この機会にぜひご受診ください。

◆今年度の受診対象者◆

- ・**今年度76歳になる方**(昭和25年4月1日～昭和26年3月31日に生まれた方)
- ・**今年度81歳になる方**(昭和20年4月1日～昭和21年3月31日に生まれた方)

※対象の方には、8月下旬頃にご案内の封筒をお送りします。
※受診できる歯科医療機関は、滋賀県歯科医師会会員の歯科医療機関です。

大型特殊自動車(除雪車)1台を売却します

☎市 総務課内 契約管理室 ☎53-5166 FAX 53-5148

次の公用車を公募型見積合わせ※により売り払います。

※市があらかじめ定めた予定価格(最低売払価格)以上で最も高い価格の見積書を提出した者を買受者として決定する方法

物品情報

物品番号	物品名	車名	初度登録年月
1	大型特殊自動車(除雪車)	TCM	平成 3年 2月

見積書提出方法

9月18日(金)~29日(火)の期間中に、市 総務課内 契約管理室へ持参または郵送により提出してください。

※郵送の場合は9月28日(月)必着

※詳しくは、米原市公募型物品売払い要項(令和8年9月実施)をご確認ください。

要項は、契約管理室で配布するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

提出先

〒521-8501 米原市米原1016
米原市役所 本庁舎
総務課内 契約管理室 宛



▲市公式ウェブサイト

市有地を売却します

☎市 公共施設マネジメント課 ☎53-5147 FAX 53-5138

下記の市有地を郵便型一般競争入札※により売却します。

※市が定めた予定価格(最低売払価格)以上で最も高い価格で入札した者を落札者とする方法

物件情報

物件番号	所在地	地目	地積	予定価格 (最低売払価格)
1	米原市吉槻字宮地1356番 米原市吉槻字宮地1360番2 米原市吉槻字宮地1361番	雑種地	239.63㎡ 207.06㎡ 145.51㎡ 合計592.2㎡	1,420,000円



▲市公式ウェブサイト

申込方法等

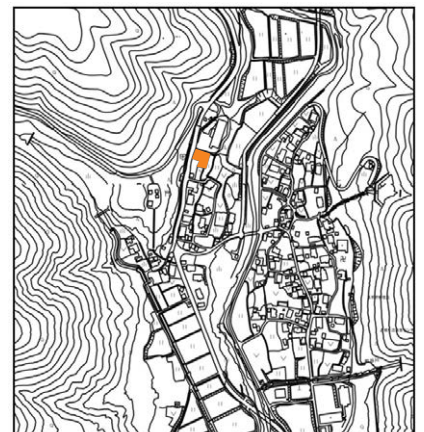
9月18日(金)までに必要書類を簡易書留にて郵送、または持参で公共施設マネジメント課へ提出してください。入札参加申込に必要な書類は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。詳しくは公募要項をご確認ください。

※開札日: 10月13日(火)

提出先

〒521-8501 米原市米原1016
米原市役所 本庁舎
公共施設マネジメント課 宛

市では、未利用地等の売却や貸付等により積極的な処分、運用を行い、税外収入の確保や維持管理コストの縮減に向けた取り組みを進めています。



老人クラブ研修事業費補助金をご利用ください

☎ 市 高齢福祉課 ☎53-5122 FAX 53-5119

老人クラブ活動を通じて高齢者の生きがいを高め、健康づくりを推進するため、市内の老人クラブが行う研修活動に要する経費に対し補助金を交付します。

対象者

- ・市老人クラブ連合会に加入していない老人クラブ
- ・おおむね15人以上で活動する老人クラブ

補助額

- 会員数50人以下の団体：20,000円以内
- 会員数51人以上の団体：30,000円以内

対象経費

研修会や講演会の開催費用(講師謝礼、会場使用料)など

申請方法など詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください▶



高齢者等安心確保(絆バトン)事業 救急医療情報カードを定期的に見直しましょう

☎ 市 高齢福祉課 ☎53-5122 FAX 53-5119

市内の高齢者や障がい者の方の救急時に役立てるよう、高齢者等安心確保(絆バトン)事業を行っています。「救急医療情報カード」の内容に変更がないか定期的に見直し、「もしも」の場合に備えましょう。

絆バトンとは

絆バトンとは、かかりつけ医や緊急連絡先等の情報を記載した救急医療情報カード等を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に備えるものです。救急時や災害時に適切な医療を行い、高齢者や障がい者の方が安心して生活できる環境をつくるために実施しています。

絆バトン配布対象者

- (1)75歳以上の方
- (2)要介護認定において要介護3から要介護5までの判定を受けている方
- (3)身体障害者手帳をお持ちの方(1級もしくは2級に該当する方など)
- (4)療育手帳をお持ちの方(重度または最重度に該当する方)
- (5)精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方(1級に該当する方)
- (6)救急時の不安がある方や、災害時に自力避難することが困難な方



緊急時連絡先やかかりつけ医等に変更がある場合は、最新の情報を救急医療情報カードに記入し更新を行ってください。カードは高齢福祉課、山東支所または各窓口センターに設置しています。絆バトンの新規申請も随時受け付けています!

たまったポイントで賞品の抽選に応募できる 健康推進アプリ「BIWA-TEKU」に登録しよう!

☎ 市 保険年金課 ☎53-5114 FAX 53-5118

「BIWA-TEKU」は、健診受診やウォーキングなど健康づくりの取り組みに応じてポイントがたまり、たまったポイントで賞品の抽選に応募することができます。

ダウンロードは
こちら!▶



応募期間

令和9年1月1日から1月末日まで ※抽選・当選通知は同年2月中の予定

応募方法

「BIWA-TEKU」アプリ内から応募してください。

- ※1000ポイントにつき応募1口です。毎年1月1日から1年間で貯まったポイントで、翌年の1月に応募可能です。
- ※19歳以上であることが条件です。また、40歳以上74歳までの方は、12月までに特定健診を受診する必要があります。(受診日をアプリに登録)

＼商品提供にご協力いただける企業・事業者を募集中!／

ご提供いただいた商品などをアプリ内でPRします! 詳しくは保険年金課(☎53-5114)までお問い合わせください。

琵琶湖岸クリーンアップ作戦 参加者募集!

問 市 産業政策課 ☎53-5112 FAX 53-5139

琵琶湖の恵みへの感謝の気持ちを込めて、琵琶湖岸の清掃作業を実施します。琵琶湖の現状を知り、今一度、自然環境を守るために私たちにできることを考えてみませんか。企業・団体・市民の皆さまのご参加をお待ちしています!

日時

10月17日(土)8時30分~10時

集合場所

琵琶湖岸(エクシブ琵琶湖付近)

申込

※要事前申込

10月9日(金)までに右記二次元コード
(申込フォーム)から申し込みください。



▲過去開催時の様子



▲申込フォーム

まなびサポーター募集中!
あなたも市民講師として活躍してみませんか?

問 市 生涯学習課 ☎53-5154 FAX 53-5129

「まなびサポーター」とは、持っている知識や経験、趣味や特技などを生かしながら、市民講師として地域の団体やグループなどからの要望に応じて、学校や集会所などに出向いて講義や実演などを行っていただく方のことです。特別な資格は必要ありません。ぜひあなたも、得意なことや好きなことを生かして「まなびサポーター」として活躍してみませんか?

主な登録メニュー

絵本の読み聞かせ、英会話、手話、茶道、音楽指導、ニューススポーツ体験指導、赤ちゃんの睡眠の整え方など

申込方法

申込書に必要事項を記入し、生涯学習課へご提出ください。申込書は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。



▲市公式ウェブサイト

登下校の見守り
8・3運動にご協力をお願いします

問 市 教育総務課 ☎53-5151 FAX 53-5129

8・3運動は、小学校の登下校時間(8時、15時ごろ)にあわせて、買い物や畑仕事など屋外の用事をしながら子どもたちの見守りを行うものです。日常生活の中で子どもの存在を意識することで、地域の子どもの安全・安心につながりましょう。

地域みんなで
子どもたちを見守りましょう



ふれあいのまち 差別のないまち 9月は「同和問題啓発強調月間」です

岡市 協働人権課 ☎53-5167 FAX 53-5138

同和問題について正しい理解を深め、一人ひとりが部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けて行動できるよう、下記のとおり街頭啓発を行います。

◆街頭啓発◆

日時 9月1日(火)17時～18時
※啓発物品がなくなり次第終了します。

場所 バロー近江店前、フレンドマート山東店前

内容 人権擁護推進員と市職員が、同和問題の解決に向けて呼びかけ、啓発物品を配布します。

9月10日は「下水道の日」 早期の水洗化にご協力ください

岡市 上下水道課 ☎53-5174 FAX 53-5179

市では、衛生的で快適な生活環境づくりのため下水道を整備しています。下水道への接続は、水環境を守り、次の世代へ伝えていくことにも繋がりますので、早期の水洗化にご協力ください。

市の水洗化率

95.9%

(令和8年3月末現在)

水洗化工事は指定工事店へ

排水設備やトイレの水洗化工事は、構造や材質などに基準が定められています。工事をする時は、必要な知識や技術を備えた責任技術者を有する「**米原市下水道排水設備指定工事店**」に依頼してください。

指定工事店一覧はこちら▶
(市公式ウェブサイト)



下水道はルールを守って正しく使いましょう

大量の油や紙おむつなどを流すと、下水道管のつまりや、ポンプが故障する原因になります。下水道に異物を流さないようご協力をお願いします。

- トイレではティッシュペーパーは使用しない
紙おむつや生理用品などは流さない
- お風呂場や洗面所では、排水口に溜まる毛髪などは取り除く
- 台所では、分離ます※に溜まった野菜くずや油を定期的に取り除き、鍋や食器についた油汚れは、拭き取ってから洗う
※各家庭の台所排水の下流にある直径30センチメートルほどのもの



市政言

令和8年熊本地震を受けて

去る7月28日に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により、犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

市では、義援金の受付やふるさと納税の代理寄附の受領をはじめ、被災地の要請に応じた物資の支援を行っています。今後も被災地に寄り添い、必要とされる支援を迅速に届けてまいります。

今回の災害では、酷暑下での避難生活や復旧活動が続く、地震に加え熱中症などの健康リスクが重なる「複合災害」の厳しさが改めて浮き彫りとなりました。災害は季節を選ばず発生します。水や食料に加え、暑さや寒さへの備えなど、季節に応じた防災対策の重要性を改めて認識しました。

市としまでも、大規模地震等に備え、市民の生命と財産を守るべく、実効性のある防災体制の充実に努めてまいります。

市民の皆様におかれましても、大切な命を守るため、防災用品の点検や避難場所、家族間の連絡方法などを、今一度御確認いただきますようお願いします。

米原市長 角田航也

ダイガス Daigasグループから コードレス掃除機寄贈



7月10日、企業ボランティア活動の一環として、大阪ガス(株)「Daigasグループ小さな灯運動」からいびき認定こども園にコードレス掃除機1台を寄贈いただきました。同社の滋賀地区統括支配人 木寅善太郎さんからは、「この掃除機を使って園舎をきれいにし、子どもたちに元気に遊んでほしいです」とお言葉をいただきました。

滋賀県電気工事工業組合から ポータブル電源寄贈



災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定を締結している滋賀県電気工事工業組合から、ポータブル電源を寄贈いただき、7月27日に贈呈式を行いました。同組合理事長の鹿野敏夫さんからは、「今後も継続してできる限りの支援をしていきたいです」とお言葉をいただきました。

＼ 湖北でのお仕事を応援します! ／

問市 産業政策課 ☎53-5146 FAX 53-5139

●しごとチョイスフェスタ(無料)

若者・女性のための合同企業説明会です♪

日時 9月10日(木)
9時30分～12時30分

場所 神照まちづくりセンター
(長浜市神照町286-1)

対象 米原市、長浜市で就職を希望する若者・女性

申込 開催日前日までに
合同会社LOCO
(☎53-4480)へ

その他 無料託児有(要予約)



▲詳しくはこちら!

●スキルアップセミナー(無料)

就職のためのスキルアップセミナーを開催します!

日時 9月3日(木):無理しないコミュニケーション/
17日(木):面接のコツ/30日(水):ストレスケアのヒント
※時間は全て10時～12時

場所 えきまちテラス長浜内LOCO living
(長浜市北船町3-24)

対象 米原市、長浜市で就職を希望する若者・女性

申込 開催日前日までに合同会社LOCO(☎53-4480)へ
※定員15人

その他 無料託児有(要予約)

マイ広報誌で「広報まいばら」が読めます!

問市 広報秘書課 ☎53-5163 FAX 53-5149

＼マイ広報誌では、「広報まいばら」テキストデータ版を配信しています!／

- ・スマホで読みやすいテキスト版で、ニュースのようにさくさくチェック!
- ・知りたい情報を見出しで選んで効率よく読める!

ご利用は
こちらから▼



米原歴史街道

米原市の歴史・文化財を歩く 188

柏原御殿（御茶屋御殿）

柏原宿の徳川将軍宿泊施設

柏原御殿の建立

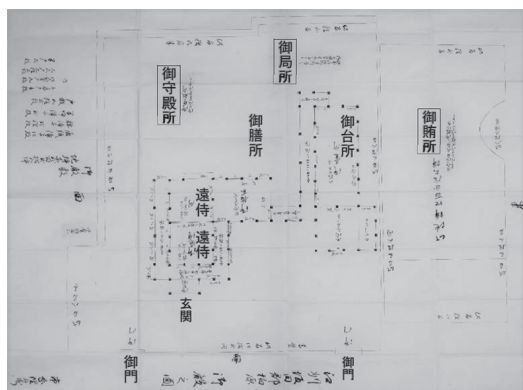
現在、柏原の西にある柏原緑地（都市公園）の辺り一帯を「御茶屋」と呼んでいますが、この地に「柏原御殿」と称した徳川将軍の宿泊施設がありました。今から四百年近く前、江戸時代前期のことです。

徳川家康や二代秀忠は、京都へ上る（上洛）時、柏原の宿舎として在地の西村勘介の屋敷を利用してきましたが、寛永十一年の三代将軍家光上洛の際、将軍専用の御殿を建立することになりました。

御殿の候補地として、街道筋は家並が続いて広い敷地が確保できないため、街道から少し離れた南の方に予定されていたようですが、家康以来の宿泊所である西村家にすめるのが吉例であるとの老中の命で、西村家の敷地に御殿を建立することが決定。岡田善同と近藤与兵衛が御殿普請奉行として建立を急ぎました。

柏原御殿の姿

「柏原御殿之図」によると、図の下方を左右（東西）に街道が走り、街道に面して四十二間の「高塀」と二つの「御門」があり、奥行



柏原御殿之図

は三十八間、坪数は一、二二五坪ありました。門を入ると、「玄関」を経て二間からなる「遠侍」や「御膳所」、「御台所」の建物が描かれています。その奥に存在した御殿の中心的な建物である「御守殿所」や「御局所」は、建物の間取りが描かれていません。「御守殿所」は将軍の居るところであり、「御局所」は御殿女中たちが詰めた所です。両者には建物の間取りの代わりに「御上洛翌年御畳ミ」と記されています。

この御殿が建てられた寛永十一年が家光最後の上洛となり、以後、幕末の十四代家茂まで、将軍の上洛そのものがなくなりました。つまり、ここに書かれた上洛は寛永十一年の上洛の事であり、翌年には早くも「御守殿所」と「御局所」は畳まれた（解体された）ということになります。何とももったいないことですが、東海道の水口御殿（甲賀市）も同様で、寛永十一年の家光の上洛に際して建立され、その帰路に一度利用されただけでした。

絵図の右端は、小道を挟んで塀に囲まれた別区画があり、「御膳所」と記されています。この「御膳所」が西村勘助に与えられた屋敷であり、家光の上洛では当屋敷で御用を務めました。こうして、かろうじて残ってきた御殿も、ついに最終解体の日がやってきました。元禄二年三月、御殿の各種器材は入札となり、跡地は西村家に与えられました。

（生涯学習課・柏原宿歴史館）



柏原御殿の玄関を飾った墓股（かえるまた）

消費生活相談コーナー

催眠商法(SF商法)にご注意ください

催眠商法とは、安価を売りにした広告で人を集め、閉め切った会場で次々と商品を配るなど雰囲気を高揚させ、最後に高額な商品を手付けする商法です。



消費生活相談員より一言

安易に会場に行くと、途中で退席できなくなったり、購入を断り切れなくなります。チラシの内容に惑わされず、本当に必要なものかよく考えてから行動しましょう。

「おかしいな」と思ったら、一人で悩まず、まずは消費生活相談窓口へご相談ください。

市 消費生活相談窓口(本庁舎)

相談専用 ☎53-5110

(受付) 平日 9時30分～16時

米原警察署情報

米原警察署 ☎52-0110

スマートフォンでできる詐欺対策

お手持ちのスマートフォンにアプリ「詐欺対策 by NTTタウンページ」をインストールしていただくことで、電話発着信時に詐欺電話などの要注意番号を遮断することができます。ご家族皆さんでぜひご利用ください!



インストールはこちら▶



▲iPhone



▲Android



令和8年市内交通事故数(7月末時点)

件数	39件(+12件)	死者	0人(-1人)
傷者	46人(+19人)	※()内は前年比	



健康 Information

問 市 健康づくり課 ☎53-5125 FAX 53-5128

基本健康診査およびがん検診等日程(10月) 9時から10時45分までの完全予約制です!

実施日	会場	基本健康診査	肝炎 ウイルス 検診	がん検診					骨粗 しょう症
		特定健康診査 39歳以下健康診査		胃	大腸	肺	乳	子宮	
10月1日(木)	米原市役所 (本庁舎)	●	●	●	●	●			
10月2日(金)		●	●	●	●		●	●	
10月3日(土)	愛らんど	●	●	●	●		●	●	
10月5日(月)		●	●	●	●	●	●	●	
10月17日(土)	米原市保健センター (ルッチプラザ内)	●	●	●	●	●	●	●	●
10月20日(火)		●	●	●	●		●	●	
10月21日(水)	近江学びあい ステーション	●	●	●	●	●	●	●	
10月22日(木)		●	●	●	●		●	●	
10月23日(金)	米原市役所 (本庁舎)	●	●	●	●	●	●	●	
10月24日(土)		●	●	●	●	●	●	●	
10月26日(月)		●	●	●	●	●			

※すべての健診(検診)は予約制です。受診を希望する人は、必ず事前に健康づくり課へお申し込みください。

※2日(金)、22日(木)は生後4カ月から就学前の子どもの託児ができます。実施日の3週間前までに健康づくり課へお申し込みください。

※会場内の混雑を避けるため、受付日時の厳守にご協力ください。



▲詳しくはこちら
(健康診査・
がん検診ガイド)



▲ご予約はこちら
(申込フォーム)

一人で悩んでいませんか? 9月10日~16日は自殺予防週間です

ストレスや不安を抱えやすい今、もし、あなたが悩みや不安を抱えて困っていたら、一人で抱え込まず、まずは相談してください。電話をかけることが難しい場合は、SNSでも相談できます。

【電話相談窓口】

**滋賀
いのちの電話**
☎077-553-7387
10時~20時30分
(金・土・日・月)

**こころの
電話相談**
☎077-567-5560
10時~12時
13時~21時
(年末年始除く毎日)

**こころの健康相談
(市 健康づくり課)**
☎53-5125
9時~16時45分
(祝日・年末年始
除く月~金)

【SNS相談窓口】

滋賀県LINE相談
「こころのサポートしが」
16時~24時
(毎日)



NPO法人
自殺対策支援センターライフリンク
LINE「生きづらびっと」
8時~22時30分
(毎日)
※月・金は
6時~22時30分
※受付は22時まで



予約不要

**健康教室:今日からできる認知症予防
~運動を取り入れて生活を見直してみよう~**

日時 9月10日(木) 13時30分~
場所 市役所本庁舎コンベンションホール
講師 長浜メディケアセンター認知症認定看護師
田中 久美子先生
問 湖北医師会 ☎0749-65-3600

ハンセン病元患者のご家族へ 厚生労働省
~対象となる方々に「補償金」を支給します。秘密は守られます。~
○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。
○この補償金は、法に基づき、ハンセン病元患者者家族の被った精神的苦痛を慰謝するためのものです。
○補償金額: 180万円または130万円 ※一部同居等の要件あり
厚生労働省 補償金相談窓口 電話番号 03-3595-2262
受付時間 10:00~16:00 (月曜日から金曜日、土日祝日、年末年始を除く。)
請求期限は、令和11年(2029年)11月21日まで
ハンセン病問題を正しく理解し、偏見や差別のない社会の実現を目指しましょう。

9月の救急医療

—休日にも具合が悪くなったとき—

休日の内科・小児科の救急医療は、当番制で対応しています。感染症対策のため、受診前に必ず電話連絡をし、マスクの着用、健康保険証(マイナ保険証)または資格確認証・お薬手帳・母子健康手帳などをお忘れなく。

医療体制		9/6 (日)	9/13 (日)	9/20 (日)	9/21 (月・祝)	9/22 (火・祝)	9/23 (水・祝)	9/27 (日)
第一次 医療体制 (比較的軽症など)	長浜米原休日急患診療所 (長浜市宮司町1181-2 ☎0749-65-1525) 受付時間 8時30分~11時30分 12時30分~17時30分	○	○	○	○	○	○	○
第二次 医療体制 (重症など)	診療時間 8時30分~ 翌朝8時30分	子どもの場合	日赤	日赤	日赤	日赤	日赤	日赤
	上記以外	市民	日赤	市民	日赤	市民	日赤	市民

日赤 ...長浜赤十字病院 市民 ...市立長浜病院

小児救急電話相談 短縮ダイヤル#8000 ☎077-524-7856

- 相談日時 平日・土曜日18時~翌朝8時/日曜日・祝日9時~翌朝8時
- 対象者 県内在住の15歳以下のお子さんとその家族



こどもの救急ウェブサイト

10月の子育て応援ひろば

市内には4つの地域子育て支援センターがあり、未就園児家庭を対象にさまざまな子育て支援活動を行っています。

- ・地域子育て支援センターは予約不要でご利用いただけます！※はなばたけのみ、当日の朝に電話予約をお願いします。
最新の運営情報や講座・地域活動の有無は市公式ウェブサイト等で随時お知らせします。
- ・電話相談は各センターで随時受け付けています。(月～金 9時～12時、13時～15時)
オンライン相談(Zoom相談)も実施しています。(要予約)
- ・身体測定も随時行っています。希望する人はお気軽にセンター職員へお声かけください。



当月の活動情報はこちら



あゆっこ

下多良146-1(まいばら認定こども園内)
☎52-1114 FAX 52-5131



寺子屋

長岡1251(長岡学園近くの古民家)
☎070-8411-4198または☎55-3767



ふたば

顔戸199-1(おうみ認定こども園内)
☎52-0363 FAX 52-5561



はなばたけ

春照1950(いぶき認定こども園内)
☎58-1841 FAX 58-2003

10月の子ども健康カレンダー

問 市 健康づくり課 ☎53-5125 FAX 53-5128



子育ての
不安・悩みは
すくすくホットライン
☎53-5125へ

母子健康手帳は
健康づくり課・
保健センターで
交付しています。



※マスク着用や手指消毒等
感染症予防にご協力ください。

事業名(対象)	実施日	受付時間	場所	持ち物
①4カ月児健康診査 (令和8年5月生まれ)	10/8☾	全ての健診は時間指定です。対象のお子さんには個別通知をします。	米原市保健センター (ルッチプラザ)	母子健康手帳、質問票、 子どもノート、筆記用具、 バスタオル(①～⑤共通) 子どもの尿、聴力アンケート (⑤のみ) 歯ブラシ・コップ (③④のみ)
②10カ月児健康診査 (令和7年12月生まれ)	10/15☾			
③1歳8カ月児健康診査 (令和7年2月生まれ)	10/6☽			
④2歳6カ月児歯科健康診査 (令和6年3月生まれ)	10/8☾			
⑤3歳6カ月児健康診査 (令和5年3月生まれ)	10/1☾			
⑥7カ月児もぐもぐ教室 (令和8年3月生まれ)要予約※	10/16金	10時～		母子健康手帳、バスタオル、 子どもノート(⑥⑦共通) 筆記用具(⑥のみ)
⑦すくすく相談(育児相談) 要予約※	10/6☽ 10/15☾	9時30分～11時		

●感染症予防のため、体調の悪い人等は受診を控えてください。判断に迷うときは、健康づくり課へご相談ください。

※すくすく相談・もぐもぐ教室は予約制ですので、相談前日までに健康づくり課(☎53-5125)までご連絡ください。

また、すくすくホットラインを含め、オンラインでの相談が可能です。

●③～⑤は、歯科診察とフッ化物塗布があります。必ず自宅でお子さんのハミガキをしてお越しください。

市内各施設の イベント紹介

愛称：みらいく米原

米原学びあいステーション

☎52-2240 ㊟52-2242



ZTVのんびりスマホサロン(無料)

ZTVのモバイルスタッフが、スマートフォンのお困りごとを、ゆっくり・丁寧に・わかりやすく、テーマに沿ってお伝えします!

日時 9月16日(水)

①14時~15時 ②15時~16時

テーマ Googleの基本機能について※各回とも同じ

定員 各回先着10人

さざなみ習字教室作品展

子どもから大人まで、教室の生徒たちによる日頃の練習の成果を、心を込めて展示します。

期間 10月2日(金)~18日(日)



愛称：こんせ近江

近江学びあいステーション

☎52-3483 ㊟52-3895



大河ドラマ「豊臣兄弟!」(NHK) パネル巡回展



※写真はイメージです

大河ドラマ「豊臣兄弟!」出演者の全身パネルを展示します。ぜひお楽しみください! ※NHK大津放送局主催

期間 9月30日(水)~10月18日(日) ※月曜と祝日は休館

愛称：キラリさんとう

山東学びあいステーション

☎55-2578 ㊟55-0562



食べて、遊んでつながろう! 「キラリホットスポット」



みんなで食べて、遊んで笑顔でつながる「キラリホットスポット」を開催します!

日程 9月26日(土)

対象 こども・ご家族など、どなたでも参加できます!

※詳しくは8月末発行「キラリさんとうだより」をご覧ください。

愛称：ジョイいぶき

伊吹学びあいステーション(伊吹薬草の里文化センター)

☎58-0105 ㊟58-0296



大人のための^{まきえ}蒔絵時間

“日本の美”に触れてみては? その華麗で繊細な蒔絵の世界をご堪能ください。

生涯学習講座「学びのとびら」より、蒔絵の歴史や基本を学ぶ講座のご案内です。

日時 10月31日(土)13時~16時

料金 4,000円

講師 下司 貴之 氏(長浜市「蒔治」蒔絵師)

持ち物 エプロン、アームカバー、汚れても良い服装、筆記用具、ヘアゴム(髪の長い方)

※要事前申込(先着順):定員まで残りわずか!

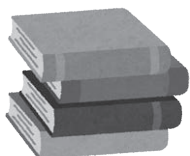


市内の 図書館だより♪

山東図書館 ☎53-5157

近江図書館 ☎52-5246

いぶき図書室 ☎58-0105



近江図書館・雑誌のリサイクル

近江図書館で保存期限の過ぎた雑誌をお持ち帰りいただけます。

期間 9月5日(土)~9月13日(日)

9月のおはなし会

6日(日)10時~ いぶき図書室 12日(土)11時~ 近江図書館

17日(木)11時~ 近江図書館 20日(日)11時~ 山東図書館

10月のおはなし会 (予定)

4日(日)10時~いぶき図書室 10日(土)11時~ 近江図書館

15日(木)11時~ 近江図書館 18日(日)11時~ 山東図書館

24日(土)14時~ 近江図書館

市人権総合センターS・Cプラザ

☎54-2444 ㊟54-3033



S・Cシネマ ~こんにちは、母さん~

山田洋次監督の、くすっと笑える親子のヒューマンドラマを上映します。

日時 9月15日(火)10時~ ※受付は9時30分~

対象 市内在住・在勤の方 ※定員45人

申込 9月8日(火)まで ※料金無料

S・Cカフェでパンづくり体験♪

ほっと一息つけるS・Cカフェで、パン作り体験をお楽しみください♪

日時 9月14日(月)10時~13時

対象 市内在住・在勤の方

料金 500円

申込 現在受付中! ※定員(5人)に達し次第終了



9月1日(火)～10日(木)は屋外広告物クリーンキャンペーン期間です

問 市 都市計画課 ☎53-5144 FAX 53-5138

市では、「屋外広告物クリーンキャンペーン」として、屋外広告物のルールの啓発や違反広告物の簡易除却を行います。

屋外広告物とは？

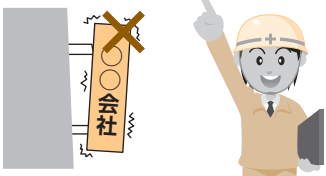
文字、イラスト、写真、シンボルマークなどで、公衆に対し、継続して屋外に掲出されるものです。

屋外広告物は許可が必要です

市では、条例に基づき地域によって掲出できる広告物の大きさや高さに基準を設けて規制しています。必要な許可を得ていない場合は、条例違反となります。

安全管理を徹底しましょう

危害を及ぼすおそれのある屋外広告物の掲出は禁じられています。広告物を掲出する場合は、定期的な点検を行い、広告物の安全管理を徹底してください。



9月の相談窓口

秘密は厳守します。安心してご相談ください。

相談名	日時・場所	お問い合わせ
心配ごと相談 (無料)	29日(火) 伊吹地域福祉センター愛らんど 10時～12時(受付は11時まで) ※人権・行政・心配ごとなどさまざまな相談に応じます。	市 社会福祉課 ☎53-5121 FAX 53-5128
法律相談	10日(木) 9時30分～11時45分 本庁舎3階 会議室3E ※予約制・1人30分・1,000円 ※弁護士職務基本規程により行うことができない職務など、状況により相談を受けられないことがあります。	
人権相談 (無料)	10月13日(火) 10時～12時(9月はなし) 山東支所1階 会議室1A ※人権擁護委員が相談に応じます。	市 協働人権課 ☎53-5167 FAX 53-5138
女性のための相談ルーム つくし (無料)	3日(木) 14時15分～17時(1人45分) 27日(日) 10時～12時45分(1人45分) 市 人権総合センター S・Cプラザ ※両日予約制 ※女性カウンセラーが心の整理をお手伝いします。	市 男女共同参画センター (相談専用) ☎54-0808 FAX 54-3033
教育相談 (無料)	10日(木)、24日(木) 13時30分～15時30分(要事前予約) 市 人権総合センターS・Cプラザ ※人権教育指導員が人権問題を原因とする教育相談に応じます。	人権教育推進協議会事務局 (S・Cプラザ内) ☎54-2200 FAX 54-2220
結婚相談 (無料)	13日(日) 本庁舎3階 会議室3D、3E 26日(土) 本庁舎3階 会議室3D、3E 9時30分～12時 ※市内在住または結婚後に市内に居住する意思のある20歳以上の独身者が対象 ※事前予約にご協力ください。	市 こども若者応援課 ☎53-5127 FAX 53-5128

9月の時間外窓口

19時まで窓口を延長しています

●本庁舎・山東支所 … 10日(木)、24日(木)

※伊吹・近江窓口センターでの窓口の延長はありません。

取扱業務/住民票・印鑑・戸籍・税に関する証明書(一部除く)の発行、住民異動届(転出・転入・転居等)・印鑑登録申請の受付、マイナンバーカードに関する手続き、国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・福祉医療に関する手続き、米原市ナンバーの廃車、税金・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料の収納

上記以外については、事前に担当課にお問い合わせください。

※戸籍証明書等の広域交付はできません。

問 市 市民課 ☎53-5113 FAX 53-5118

9月のマイナンバー休日窓口

9時～12時

●本庁舎 … 27日(日)

取扱業務/マイナンバーカードの申請・交付・更新、暗証番号の再設定等

問 市 市民課 ☎53-5113 FAX 53-5118

9月の税・料金等の納付

口座振替日・納期限は9月30日(水)です

- | | |
|-----------------|------------|
| ●固定資産税 第3期 | ●保育料 9月分 |
| ●国民健康保険税 第4期 | ●介護保険料 第4期 |
| ●後期高齢者医療保険料 第3期 | |

問 市 税務課 ☎53-5116 FAX 53-5118

- | | |
|------------------|-------------|
| ●水道料金 9月分 | ●下水道使用料 9月分 |
| ●下水道事業受益者負担金 第2期 | |

問 市 上下水道課(山東支所) ☎53-5173 FAX 53-5179

※税・料金等の納付には、便利で納め忘れのない「口座振替制度」の利用がおすすめです。また、スマートフォンから、らくらく納付(キャッシュレス決済)も利用できます。

※口座名義人等に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。

※上記の税等は、納付書の指定納期限までは、コンビニエンスストアでも納付できます。(下水道事業受益者負担金を除く)。

人のうごき



人口▶36,294人(+4人) 男▶17,796人(+12人) 女▶18,498人(-8人) 世帯数▶15,215世帯(+21世帯)

65歳以上の人数▶11,391人 高齢化率▶31.4% 外国人人口▶759人 外国人割合▶2.09%

※()内は、前月との比較【令和8年8月1日現在】

エコな暮らしと一緒に！ リユースマーケット

日時 9月14日(月)、28日(月)の
10時～12時
場所 HALO harmony HOME(杉澤746)
内容 サイズアウトした子ども服をリユース
料金 無料～100円(協力金)
問 市 産業政策課
☎53-5112 FAX 53-5139

終活講座を開催します

日時 ①10月2日(金)②9日(金)③16日
(金)④23日(金)の13時30分～15時
場所 米原地域福祉センターゆめホール
(三吉570)
※③16日(金)は社会福祉法人ひだまり
(本郷603-1)にて開催
内容 ①空き家・生前整理②相続・遺言③
介護施設見学④成年後見制度・くらし方
ノート
料金 各回100円
申込 9月30日(水)までに下記へ
問 米原市権利擁護センター
☎54-3205 FAX 54-3115

米原市経営相談会(無料)

日時 9月15日(火)※毎月第3火曜日
13時～16時30分の内、指定された1時間
場所 市役所本庁舎2階相談室2-2
内容 中小企業診断士等が売上拡大、販
路拡大、経営改善等の相談に応じます。
申込 右記二次元コードから
問 市 産業政策課
☎53-5146 FAX 53-5139

第3回男性介護者のつどい(無料)

介護のことで疲れたり、不安なことは
ありませんか?介護をする男性同士で、
日々の思いを話すつどいを開催します。
日時 9月11日(金)
10時30分～12時
場所 ふくしあ 2階会議室(新庄77)
対象 男性介護者
※申込不要。途中退席・途中参加も可
※介護を終えた方も歓迎
問 米原近江地域包括支援センター
☎51-9014 FAX 51-9028

うめだともや 梅田智也ピアノ・リサイタル

日時 9月20日(日)14時開演
場所 ルッチプラザ ベルホール310
内容 聞く人の心を揺さぶる、すばらしい
演奏をお楽しみください。
料金 一般前売3,500円(友の会価格:3,000
円)、中学生以下1,500円
※未就学児入場不可
申込 ☎53-5216(予約専用電話)へ
問 市民交流プラザ(ルッチプラザ)
☎53-5156

湖北でノリノリ♪ デジタルスタンプラリー開催!

鉄道を活かした湖北地域振興協議会
では、湖北地域の駅や観光施設をめぐる
デジタルスタンプラリーを開催します!
抽選で豪華景品が当たります!
期間 9月5日(土)～10月29日(木)
場所 米原駅、長浜駅など湖北地域の各
駅や、観光施設
詳しくは右記二次元コードから▶
問 市 都市計画課
地域交通政策室
☎53-5111 FAX 53-5138

市公式YouTubeチャンネルで 伊吹山テレビが観られます!

伊吹山テレビで放送した地域情報
や行政情報を配信しています。ぜひご
覧ください!



毎週月曜日更新!

問 市 広報秘書課 ☎53-5163 FAX 53-5149

9月の伊吹山テレビガイド

毎週金曜日更新

放送期間	主な内容
9/4～9/10	特別消防隊～地域を守る最前線～
9/11～9/17	認知症などの相談窓口・地域包括支援センターのご案内
9/18～9/24	秋の交通安全運動特集
9/25～10/1	市内で活躍するシニア世代の方々をご紹介します!

[テレビでの視聴] ケーブルテレビへの加入が必要です。[申・問] ☎NHK ZTV 0120-222-505

広告

広報

まいばら

広告主募集

- 掲載時期 毎月(前月末頃発行)
- 広告規格 1枠縦45mm×横87mm 2色刷り
- 掲載料金 1号1枠15,000円
- 発行部数 13,600部
- 申し込み 広報秘書課 ☎53-5163

米原市LINE公式アカウントで あなたのスマホにくらしの情報を お届けします!

米原市LINE公式アカウントでは、
くらしに役立つ情報やイベント情報
などを随時配信中です♪ ぜひ友だ
ち登録をお願いします!



▲登録はこちら

広告

広報

まいばら

広告主募集

- 掲載時期 毎月(前月末頃発行)
- 広告規格 1枠縦45mm×横87mm 2色刷り
- 掲載料金 1号1枠15,000円
- 発行部数 13,600部
- 申し込み 広報秘書課 ☎53-5163

広報

まいばら

広告主募集

- 掲載時期 毎月(前月末頃発行)
- 広告規格 1枠縦45mm×横87mm 2色刷り
- 掲載料金 1号1枠15,000円
- 発行部数 13,600部
- 申し込み 広報秘書課 ☎53-5163

※上記の広告は、行財政改革の一環として掲載しているもので、米原市が広告内容等について推奨等をするものではありません。



KOKUSPO LEGACY EVENT
JOYSPOPARK
2026

参加して、
(ジョイン) 楽しむ
(エンジョイ)

スポーツ
イベント

ジョイ
スポ
パーク
JOYSPOPARK

スペシャルゲスト

ニッチロー



スペシャルゲスト

元中日ドラゴンズ(内野手)
石川 駿



野球体験
思いっきり打ってみよう!



ホッケー体験
スティックでシュート!



陸上体験
走る・跳ぶ・投げる!



モルック体験
フィンランド発のゲーム!

日時

10/4 10:00-15:00
日 少雨決行

会場

伊吹第1グラウンド
(米原市春照77-1)

雨天の場合は、「伊吹山麓青少年総合体育館」で開催 ※開催場所の判断は10/1(木) 正午に行い、市公式HPおよびInstagramでお知らせします。

ポスターイラスト:伊吹山中学校美術部の皆さん

■市公式SNS 各SNSアカウントは二次元コードからご覧ください



■広報まいばらはこちらからもご覧いただけます



■広報誌「まいばら」発行部数▶13600部

次回発行日▶9月24日(木)

単価▶1部あたり45円(1円未満切り捨て、職員の人件費は含まれていません)

広報まいばら音声版▶申し込み、問い合わせは米原市社会福祉協議会(☎54-3100)へ